

# 情報提供

那医発第 77 号  
令和 5 年 4 月 26 日

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利博朗  
担当理事 白井和美



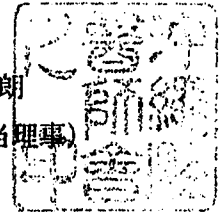
平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「産業保健関係通知文の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。  
別紙は当会ホームページに掲載致します。お手数ですがダウンロードをお願いします。  
☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

記

沖 医 発 第 111 号 F  
令 和 5 年 4 月 19 日

地区医師会産業保健担当理事 殿

沖縄県医師会  
理事 玉城研太郎  
(産業保健担当理事)



## 産業保健関係通知文の送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、産業保健関係通知文が別添のとおり届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知①は、「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正が行われ、40～74歳の労働者に加えて特定健康診査の対象者以外の労働者も対象とされたことや、令和6年4月1日以降の「一般健康診断問診票」、その他ひな型の周知を依頼するものとなっております。

本通知②は、令和5年度から令和9年度までの5か年を推進期間とする、第10次粉じん障害防止総合対策について、前回に引き続き5つの重点事項が定められた旨の周知を依頼するものとなっております。

本通知③は、林業特有の死亡災害の減少を目的とした、令和5年度における林業の安全対策の推進に係る7つの留意事項の周知を依頼するものとなっております。

本通知④は、働く人の健康管理が適切に行われるよう中央労働災害防止協会が作成する「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」及び「家族による労働者の疲労蓄積度チェックリスト」の改正及び、活用促進に係る周知依頼となっております。

本通知⑤は、労働安全衛生規則第592条の8等で定める有害性等の有害物質ごとに掲示すべき内容について、情報提供するものとなっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますとともに、貴管下医療機関への周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、本通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は本会文書映像データ管理システムにてご確認くださいませようお願い申し上げます。

記

- ① 「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について (令和5年4月5日 日医発第59号(健I))
- ② 第10次粉じん障害防止総合対策の推進について (令和5年4月6日 日医発第56号(健I))
- ③ 令和5年度における林業の安全対策の推進について(要請)  
(令和5年4月6日 日医発第55号(健I))
- ④ 「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」等の周知について  
(令和5年4月11日 日医発第146号(健I))
- ⑤ 労働安全衛生規則第592条の8等で定める有害性等の掲示内容について(情報提供)  
(令和5年4月13日 日医発第154号(健I))

沖縄県医師会業務1課:田畑 TEL:098-888-0087 FAX:098-888-0089 E-mail:gl@okinawa.med.or.jp
--